



◆NEWS◆ 警戒区域および計画的避難区域等における詳細モニタリング結果 (12月21日)

内閣府原子力被災者生活支援チームは、昨年8月から定期的に警戒区域及び計画的避難区域の主要道路(国道、常磐自動車道、県道、主要地方道、生活道路)の詳細モニタリングを実施しており、今般、今年10月から12月にかけて実施した第十一巡の結果を公表しました。

計測方法は、モニタリングカーによる走行サーベイにて、主要道路上の地上1mにおける空間線量率を10m間隔で測定しています。

全般に、第一巡から第十一巡へと概ね時間の経過と共に線量率が低下しております。1年前の計測結果(第四巡)と比べると毎時1マイクロシーベルト以下の地点の割合が約2倍になっていることがわかります。

今後も本モニタリングを定期的実施し順次公表していく予定です。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20121221.html>

◆NEWS◆ 原発事故による避難者等に対する住民意向調査(双葉町)の実施について(12月20日)

復興庁は12月20日、原発事故による避難者等に対する住民意向調査として、双葉町の住民を対象とした調査を双葉町、福島県及び復興庁の共催で行うと発表しました。

なお、住民意向調査は、既に実施済みの葛尾村、大熊町、田村市、楡葉町、飯舘村、富岡町に続き、全部で7自治体において着手したこととなります。

この調査の概要は以下のとおりです。

<双葉町>

■調査対象：中学生以上の全町民(約6,300人)

■調査方法：郵送によるアンケート調査

■実施期間：平成24年12月20日(木)から平成25年1月8日(火)

■主な調査項目

○現在の状況

- ・避難先の居住形態
- ・雇用の状況
- ・避難生活で困っていること(医療、介護・福祉、教育等)

○将来の意向

- ・今後の居住場所選択の条件、居住形態、居住地域の希望
- ・「仮の町」への居住意思の有無
- ・「仮の町」への移転に当たって優先する事項
- ・学校の再開希望、事業の再開意思
- ・帰還に当たっての条件及び帰還の意思の有無
- ・移転先での支援の希望 など

■結果の公表：来年2月中を目途に公表する予定。

なお、来年には、1月に浪江町、大熊町(第2回目)の調査を予定しています。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_26.html

**◆NEWS◆ 復興庁等が避難指示解除準備区域等（富岡町）における公共
インフラ復旧の工程表第3弾を公表!!（12月14日）**

8月及び11月に公表した6市町村（広野町、田村市、川内村、南相馬市
飯館村、楢葉町）に続き、現在区域見直しを検討している富岡町において、
公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手しました。

復興庁及び関係省庁、福島県、富岡町は12月14日、帰還を目指す住民
の方、関係機関に情報を共有化するため、当面3カ年の災害復旧事業を「見
える化」した公共インフラ復旧の工程表を公表しました。

特に、国や県の事業のみならず、市町村の事業も盛り込まれきめ細かに対
応を実施できる工程表となっています。

この工程表の概要は以下のとおりです。

■工程表の内容

- ・国、県、市町村、事務組合の事業を対象に作成しました。
- ・対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載しました。
- ・復旧・復興に向けた基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標を
線表で表示しました。

■対象事業及び作成単位

- ・市町村単位で作成する事業（例）[今回は富岡町で作成]
海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再
生、医療施設、学校施設、災害廃棄物処理、除染 など
- ・路線、施設単位等で作成する事業（例）
[今回は、富岡町に係る広域施設、路線として双葉地方水道企業団の事業、
県の道路事業を更新]
広域上水道、し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・
県道、鉄道、漁港 など

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/001174.html>

**◆NEWS◆ 警戒区域内の車両走行に伴う放射性物質による車両付着状況
調査の結果を公表（12月14日）**

独立行政法人原子力安全基盤機構は、原子力災害現地対策本部の依頼によ
り実施した「警戒区域内の国道6号等の通過に伴う車両への放射性物質によ
る影響評価に関する調査」の最終報告をとりまとめ、公表しました。

この調査結果の概要は、次のとおりです。

■調査日時：平成24年5月12日から9月7日（予備調査4月13日）

■測定対象車両：101台（パトカー）を測定

■調査項目：

- 1 バックグラウンド測定（高さ1cm、30cm、1m）
- 2 対象車両各部位の入域時退出時にガイガー・ミュラー
サーベイメータによる計数率測定
- 3 対象車両の走行地域及び走行条件に関する聞き取り調
査

■調査結果： 対象車両延べ101台のうち、約8割の車両が、入域時
と退出時の測定で各部位の計測で計数率の差分が+500
cpm未滿を記録しています。

+500cpm以上を記録した車両については、警戒区域

内の山間部等を通過したことが、付着増加を発生した可能性の共通要因と考えられます。

車両への付着の累積的な増加傾向は、調査期間内に10回以上繰り返し測定を行った3台について調査した結果、計数率はバックグラウンドの値も含め概ね2,000cpm以下で推移しており、除染を要するレベル（スクリーニング基準：13,000cpm）を十分に下回る結果となりました。

以上、本調査に基づく限り、警戒区域内の走行が、直ちに走行した車両及び周辺地域に深刻な汚染を生じる可能性は低いと考えられます。

しかし、条件によっては5,000cpm程度の付着を生じた例も確認されており、土、草木、落ち葉等が付着しやすい場所での走行や駐車はできる限り避け、該当する場合にはスクリーニングを実施するとともに、必要に応じて洗浄、拭き取り等の処置を講じることが望ましいです。

調査結果の詳細につきましては、経済産業省ホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20121214_01.html

◆おしらせ◆ 伊達市・川内村の特定避難勧奨地点の解除（12月14日）

政府は、平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、「特定避難勧奨地点」を設定しております。

この「特定避難勧奨地点」は、避難指示区域外において、生活形態によっては年間20ミリシーベルトを超える線量を受けるおそれのある地点に居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進するために設定しています。

これまで、平成23年6月から11月にかけて、川内村で1地点（1世帯）、伊達市で117地点（128世帯）、南相馬市で142地点（153世帯）を設定しました。

その後、平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定において、特定避難勧奨地点については、「解除後1年間の積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された場合には、解除すること」とされました。

今般、川内村及び伊達市において「特定避難勧奨地点」のモニタリングを行った結果、解除後1年間の積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることを確認できましたので、平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定に基づき、12月14日に解除を行いました。

なお、南相馬市（142地点（153世帯））については、今後、市と協議を行っていきます。

詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。

◆伊達市における特定避難勧奨地点の解除について

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/121214/20121214_04.pdf

◆川内村における特定避難勧奨地点の解除について

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/121214/20121214_05.pdf

◆NEWS◆ 警戒区域等の特別通過交通制度の運用開始（12月12日）

原子力災害現地対策本部は12月12日、警戒区域の見直しを完了した地域など被災地全体の復旧・復興の推進を図るため、警戒区域及び帰還困難区域における主要幹線道路を対象に、防犯対策など所要の措置を講じつつ、一定の要件の下、通過交通を認める制度を整えたので公表しました。

本制度は、原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村（以下参照）

との申し合わせ形式により実施します。
この制度の具体的な対象等は以下のとおりです。

■車両運行開始：12月17日午前7時から

■関係市町村：飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、
田村市、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、
双葉町、南相馬市の関係12市町村

■対象者：・自治体等職員
・インフラ復旧事業者等
（インフラ整備業者、除染事業者等）
※住民を申請者とし、通勤・通院等を目的とする場合につ
いては、本制度の対象には含まれません。

■対象ルート：・国道 6号
・国道288号～県道251号～国道 6号
・県道 36号～県道 35号

■主な防犯対策：・通行ルートの限定、通行時間の指定
・車両掲示ステッカーの導入
・複数回違反等をした場合の処分の加重
（発給停止期間の加算等）
・厳格な入退域管理及び該当地域の巡回の実施

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]